最終更新日：2016年5月25日
トーセイ株式会社
代表取締役 山口　誠一郎
問合せ先：経理部 TEL 03-3435-2865
証券コード：8923
http://www.toseicorp.co.jp

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方 更新

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方
当社グループでは、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し健全な成長を実現する事業活動を持続することにより、株主、従業員、取引先を始めとする社会全体のあらゆるステークホルダーに対して、存在意義のあるグループで在り続けたいと考えております。そのために最も重要と位置付けられるものがコーポレート・ガバナンスの充実であり、とりわけ「コンプライアンス意識の徹底」「リスクマネジメントの強化」「適時開示の実践」を三つの主要項目として掲げております。また、会社法および金融商品取引法において求められている内部統制システムの構築ならびに金融商品取引業者として、投資家の信頼に応え得る体制の構築に向け、取締役会を中心として、経営トップからグループ社員全員に至るまで、一丸となって体制の更なる強化に努めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

〈原則３－２－２　外部会計監査人と社外取締役との連携〉
会計監査人と社外取締役との十分な連携を図るために、会計監査人と社外取締役の定期的な面談・意見交換会等の実施を検討する。
〈原則４－11－３　取締役会評価〉
取締役会は、毎年、各取締役の自己評価も参考にした取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を株主総会の事業報告で開示し、次年度以降の取締役会の実効性向上に役立てる。
2016年11月期の定時株主総会の事業報告から開示する。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する基本方針を「トーセイ株式会社　コーポレート・ガバナンス基本方針（以下、当社方針という。）」として開示し、以下の当社ホームページに掲載しております。
http://www.toseicorp.co.jp/ir/policy/governance/

コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる事項については、当社方針のうち、それぞれ、次の項目をご参照ください。
原則１－４　いわゆる政策保有株式
原則１－７　関連当事者間の取引
原則３－１　情報開示の充実
原則４－１　取締役会の役割・責務（１）
原則４－８　独立社外取締役の有効な活用
原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準および資質
原則４－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
原則４－14　取締役・監査役のトレーニング
原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針

なお、原則３－１に従い、当社第66回定時株主総会における取締役候補者の個々の選任理由を以下のとおり、開示する。
〈取締役〉
山口誠一郎：
同氏は、平成6年6月に当社の代表取締役に就任後、長きに亘って当社および当社グループを牽引し、当社の経営基盤の礎を構築しながら、事業規模、領域の拡大に尽力するなど、当社の経営に欠くことができない存在である。また、取締役会の議長として、審議案件の効果的な議事進行に注力するとともに、監査役、社外取締役からの積極的な意見具申を求めるなど、取締役会の充実に尽力した。中長期的な当社グループ経営の成長の観点に照らして、同氏を再選することが、当社グループ、ひいては株主共同の利益に資するものと判断し、取締役候補者に選任した。
小菅勝仁
同氏は、代表取締役山口誠一郎を長きに亘って経営全般および営業面で補佐しつつ、当社の事業部門（利益生産部門）の業務執行責任者として、事業各部門および関係する子会社を適正に掌握・マネジメントしながら、業容の一段の拡大に尽力している。中長期的な当社グループ経営の成長の観点に照らして、同氏を再選することが、当社グループ、ひいては株主共同の利益に資するものと判断し、取締役候補者に選任した。
平野昇
同氏は、代表取締役山口誠一郎を長きに亘って経営全般および財務、経営企画等の管理面で補佐しつつ、当社の管理部門（内部統制部門）の業務執行責任者として、管理部門の各部署および子会社経営の要諦を適正に掌握・マネジメントしながら、当社グループの経営品質の一段の向上に尽力している。中長期的な当社グループ経営の成長の観点に照らして、同氏を再選することが、当社グループ、ひいては株主共同の利益に資するものと判断し、取締役候補者に選任した。
神野吾郎
同氏は、平成19年2月に当社の社外取締役に就任後、代表取締役を努める株式会社サーラコーポレーション等の経営に当たるなか、当社の取締役会および監査役との連絡会等の多様な機会における貴重な助言等を通じて、当社および当社グループのガバナンス態勢の強化に長きに亘って協力を仰いでいる。事業会社の経営者としての確かな視点に基づく助言を得ることは、中長期的な当社グループ経営の成長の観点に照らして、同氏を再選することが、当社グループ、ひいては株主共同の利益に資するものと判断し、取締役候補者に選任した。
少徳健一
同氏は、平成24年2月に当社の社外取締役に就任後、代表取締役を努めるSCS国際コンサルティング株式会社の経営に当たるなか、当社の取締役会および監査役との連絡会等の多様な機会における貴重な助言等を通じて、当社および当社グループのガバナンス態勢の強化に協力を仰いでいる。また、当社グループの海外活動等に関しては、公認会計士たる同氏の豊富な海外でのコンサルティング経験等を通じた知見に基づく助言を得ている。海外展開を含めた、中長期的な当社グループ経営の成長の観点に照らして、同氏を再選することが、当社グループ、ひいては

株主共同の利益に資するものと判断し、取締役候補者に選任した。

## 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |

### 【大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 所有株式数(株) | 割合(%) |
|---|---|---|
| 山口 誠一郎 | 12,885,500 | 26.68 |
| 有限会社ゼウスキャピタル | 6,000,000 | 12.42 |
| KBL EPB ORDINARY ACCOUNT 107501 | 2,412,700 | 4.99 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 2,250,300 | 4.66 |
| CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY | 1,577,988 | 3.26 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 | 1,415,200 | 2.93 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 1,168,500 | 2.42 |
| BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG／JASDEC／FIM／LUXEMBOURG FUNDS | 775,000 | 1.60 |
| HSBC - FUND SERVICES, SPARX ASSET MANAGEMENT CO LTD | 736,700 | 1.52 |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES | 610,700 | 1.26 |

| | |
|---|---|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

## 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部 |
| 決算期 | 11 月 |
| 業種 | 不動産業 |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における(連結)売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社あるいは上場子会社を有しておらず、当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。
なお、当社はシンガポール証券取引所メインボードへ重複上場しているため、同取引所の一定の上場規則等を遵守する必要があります。

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 6 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 2 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 神野　吾郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 少徳　健一 | 公認会計士 | | | | | | | | △ | | | |

**※　会社との関係についての選択項目**
**※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」**
**※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」**

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 神野　吾郎 | ○ | ――― | 一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。<br>なお、公共性の高いガス会社を含む上場会社における経営者としての幅広い経験と高い見識を有しており、客観的な立場から、他の取締役に対する監督機能を十分に発揮するとともに、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけるものと判断しております。 |
| 少徳　健一 | ○ | 当社と平成27年2月末まで海外事業展開等のコンサルティング業務委託契約を締結していたSCS国際コンサルティング株式会社の代表取締役をしておりますが、その委託金額は多額なものではなく、また同社における当社への経済的依存度は低く、一般株主との利益相反が生ずるお | 公認会計士としての海外を含む幅広い経験と専門知識を有しており、会計専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断しております。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | それがないと判断しております。 | |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

| | 委員会の名称 | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬諮問委員会 | 4 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 社外取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名報酬諮問委員会 | 4 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 社外取締役 |

補足説明

当社は、株主総会に提出する取締役選任議案にかかる候補者の選定プロセス、および取締役の個別報酬等の配分にかかる取締役会決議等の各々の適正性、透明性を担保することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」を設置しております。
委員会は、代表取締役(1名)、常勤取締役(1名)、社外取締役(独立役員、1名以上)および常勤監査役(社外、1名)が構成員となり、委員たる社外取締役が委員長に就任します。取締役会は、本委員会による答申の内容を最大限に尊重したうえで、適切なガバナンス体制を整備し、株主・投資家各位の負託に応えてまいります。

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 6 名 |
| 監査役の人数 | 5 名 |

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1.監査役と会計監査人の連携状況
監査役は、年間監査計画に基づく監査活動において、会計監査人と定期的な情報や意見の交換を行うとともに、会計監査人による監査結果の報告を受けるほか、適宜会計監査人による監査に立ち会う等、緊密な相互連携をとっております。平成27年11月期の「監査法人から監査役(会)への報告会」は6回開催しております。
2.監査役と内部監査部門の連携状況
監査役は、2ヶ月に1回、内部監査部と定期意見交換会を実施するほか、内部監査部より適時に内部監査結果を聴取しております。また、常勤監査役が内部監査部の行う部署長ヒアリングに同席する一方、両者が連携して監査品質の向上を図るとともに、効率的な監査の実施に取組んでおります。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 5 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 5 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 北村　豊 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | △ | | | |
| 西中間　裕 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | △ | | | |
| 本田　安弘 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 永野　竜樹 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |
| 土井　修 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者

b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 北村　豊 | ○ | 平成17年まで、当社と取引きのあるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありましたが、その取引規模に照らし、当社における同社への経済的依存度は低いことからすれば独立役員としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。 | 主に大手金融機関における海外勤務も含めた豊富な経験と専門的知識を有しており、特に金融面およびグローバルな視点から、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。 |
| 西中間　裕 | ○ | 平成19年まで、当社と取引のある株式会社三菱東京UFJ銀行の業務執行者であり、平成27年２月まで、当社と取引のあるオリックス株式会社の業務執行者でありましたが、その取引規模等に照らし、当社における各社への経済的依存度は低いことからすれば社外監査役としての独立性に影響を与えるものではないと判断しております。 | 主に大手金融機関における海外勤務も含めた豊富な経験と専門的知識を有しており、特に金融面およびグローバルな視点から、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。 |
| 本田　安弘 | ○ | ――― | 一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。<br>主に大手建設会社の管理部門における豊富な経営経験および実務経験並びに専門的知識を基に、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。 |
| 永野　竜樹 | ○ | ――― | 一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。<br>大手金融機関における経験を有し、現在も会社代表者として企業経営に携わっており、その幅広い経験と専門的な高い見識のもとに、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。 |
| 土井　修 | ○ | ――― | 一般株主との利益相反が生ずるような利害関係は一切有しておらず、独立性を確保しております。<br>大手証券会社および投資銀行業務を行う会社における豊富な経験と専門的な知識を基に、当社経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | ７名 |

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上と企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションを導入しております。
平成27年2月25日開催の当社第65回定時株主総会において、取締役に対するストックオプション報酬額および内容について承認決議をいただき、同年10月28日開催の取締役会において当社の取締役、執行役員及び従業員（当社子会社への出向者を含む）ならびに当社子会社の取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、同年11月25日取締役会における決議に基づき、同年同月26日付で対象者への新株予約権の割当てを実施しました。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役 |

該当項目に関する補足説明

平成27年10月28日開催の取締役会において当社の取締役、執行役員および従業員（当社子会社への出向者を含む）ならびに当社子会社の取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを決議し、同年11月25日取締役会における決議に基づき、同年同月26日付で以下の条件で割当てを実施しました。

・新株予約権1個の目的とする株式数　100個
・割当対象者及び割り当てる新株予約権の数
当社取締役 5名（内社外取締役2名）340個 （内社外取締役40個）
当社執行役員 7名　490個
当社従業員 193名　3,980個
当社子会社の取締役　4名　250個
・割当日　平成27年11月26日
・行使期間　平成30年1月10日から平成32年10月28日まで
・行使価額　803円

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

該当項目に関する補足説明

取締役報酬の内容は、下記のとおりです。
取締役に払った報酬：145,101千円（第66期事業年度）
当事業年度における取締役退職慰労引当金の繰入額5,472千円が含まれております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬は、その職責に応じた固定報酬、業績に連動した賞与、一定期間経過後に権利行使できるストックオプションとし、指名報酬諮問委員会でその妥当性を協議し、取締役会の決議により決定しております。各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

1．社外取締役のサポート体制
社外取締役に対する情報伝達方法として、取締役会事前会議（常勤取締役および常勤監査役で構成）の資料および議事録を送付し、取締役会開催前に上程内容についてあらかじめ情報共有しております。定例取締役会については、会日の3日前までに通知するとともに事前に審議資料を配付することとし、また、臨時取締役会についても、原則として事前に審議資料を配付し、出席が適わなかった場合には、総務人事部がその決議内容についても連絡することとしております。
2．社外監査役のサポート体制
当社の社外監査役5名のうち3名は非常勤監査役であります。常勤監査役・非常勤監査役に対する情報伝達対応として、取締役会上程議案につき、原則として、月2回開催される取締役会事前会議または経営会議（執行役員社長が指名する執行役員で構成）において事前協議を実施しており、その協議資料をその前日までに配付しております。なお、上記取締役会事前会議または経営会議に非常勤監査役が出席できないときは、監査役会において常勤監査役から説明していただいております。また、監査役の職務の補助ならびに監査役会事務局業務を内部監査部が担当しております。

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

1．取締役会の運営
取締役会は取締役5名（うち社外取締役2名）で構成され、取締役会規程に基づき、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の最高意思決定機関として経営方針ならびに重要案件の決議をするとともに、取締役の職務執行を監督しております。加えて、社外取締役（独立役員）は、客観的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。

2．指名報酬諮問委員会
当社は、株主総会に提出する取締役選任議案にかかる候補者の選定プロセス、および取締役の個別報酬等の配分にかかる取締役会決議等

の各々の適正性、透明性を担保することを目的として、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬諮問委員会」を設置しております。委員会は、代表取締役（1名）、常勤取締役（1名）、社外取締役（独立役員、1名以上）および常勤監査役（社外、1名）が構成員となり、委員たる社外取締役が委員長に就任します。取締役会は、本委員会による答申の内容を最大限に尊重したうえで、適切なガバナンス体制を整備し、株主・投資家各位の負託に応えてまいります。

3. 監査役監査
当社は監査役制度を採用し、監査役会を設置しております。常勤監査役2名、非常勤監査役3名の計5名はいずれも会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。監査役5名による監査役会は、原則として毎月1回開催され、必要事項を決議・協議するほか、常勤監査役の監査活動を非常勤監査役へ報告することにより全監査役の情報の共有化を図っております。
また、監査役は取締役会に出席する他、取締役会決議事項について事前に確認する取締役会事前会議および執行役員社長決裁事項に関する諮問機関である経営会議にも陪席しております。
監査役監査活動は年間監査計画に基づいて実施されており、会計監査人との連携や内部監査部との連携により、効率的かつ実効性のある監査体制が構築されております。さらに、常勤監査役は各取締役及び各部門責任者との定例面談を実施し、業務執行状況の把握に努めております。
このような監査役の活動は当社の経営に対する監査機能として有効に作用しており、その効果も得られております。

4. 執行役員制
当社は、取締役の責務である経営監視・監督と業務執行をより明確に区別するために、執行役員制を採用しております。執行役員は取締役会において選任され、代表取締役社長は執行役員社長に就任しております。
全執行役員は、取締役会の決議による業務のほか、社内規程に従って、会社の業務を執行、統制しております。また、執行役員社長は、経営会議を原則毎月2回開催し、執行役員社長の行う重要な意思決定に関する事前諮問を行うとともに、取締役会決議事項の事前協議を行っております。

5. コーポレートガバナンス会議
当社では、継続的にコーポレート・ガバナンスを強化するために、常勤取締役と常勤監査役で構成するコーポレートガバナンス会議を月例で開催しております。
同会議では、企業価値向上のための企業統治上の懸案事項や内部統制に関する事項の確認、協議を行い、必要に応じて顧問弁護士・公認会計士等の外部有識者のアドバイスを受けております。

6. 内部監査
執行役員社長直属の内部監査部が年度計画に基づいてグループ全体の監査を実施し、不備事象については被監査部門に是正勧告を行うことにより、改善を求めております。是正必要事項については、被監査部門と協議し、具体的な指導を行うなどのフォローを充実することで実効性の高い監査を実施しております。

7. 情報開示
当社では、「会社法」及び「金融商品取引法」等の法令で定められた書類等の開示や証券取引所の定める規則に基づく情報の開示に留まらず、IR活動やホームページ等を通じて株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様に対し適時適切な企業情報の提供を行っております。また、シンガポール証券取引所にも株式を上場しておりますので、当該取引所の定めに従った開示も併せて行っております。

8. 会計監査人監査
当社の会計監査は、「会社法」および「金融商品取引法」に基づく監査契約を締結している新創監査法人が、年間の監査計画に従い、監査を実施しております。事業年度末の監査に加え、第1四半期末、第2四半期末、第3四半期末のレビューも実施されております。
会計監査人の状況は以下のとおりであります。
監査法人：新創監査法人
指定社員・業務執行社員 公認会計士　坂下　貴之（当該事業年度を含む継続監査年数2年）
指定社員・業務執行社員 公認会計士　飯島　淳（当該事業年度を含む継続監査年数1年）

9. 責任限定契約
当社は、社外取締役である神野吾郎、少徳健一および社外監査役である北村豊、西中間裕、本田安弘、永野竜樹、土井修の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額としております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査役会を設置し、透明性の高い経営の履行を目的として、社外取締役の選任および監査役全員の社外招聘をするとともに、執行役員制を採用しております。
当社の監査役は、上場来、全員社外監査役であり、経営に対し、常に、当社の企業価値および株主共同の利益の確保、向上の視点に立ち、監査を行っております。また、社外取締役を取締役会に迎えることで、より一層経営に対する監督機能を強化しております。一方、経営においては、執行役員制を採用することにより、意思決定機能および業務分担の最適化と、業務執行における権限委譲を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。
このように、当社の経営および経営に対する監視・監督の体制は十分に機能し得るものとなっていることから、現状の体制を採用しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 早期発送（法定期日から3営業日以上前）しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 該当いたしません。（2月総会のため） |
| 電磁的方法による議決権の行使 | インターネットによる議決権行使を実施しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 平成27年2月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を実施するとともに、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 招集通知全文を英文で提供しております。 |
| その他 | 株主の皆様に理解をより深めていただくために、（1）ビジュアル化対応の株主総会（2）株主総会終了後の事業戦略説明会を実施しております。また、当社のホームページに招集通知（和文および英文）の発送日前掲載を実施しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | ディスクロージャーポリシーを作成し、当社のホームページに掲載しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人投資家とのコミュニケーションを目的とし、個人投資家向け説明会を実施しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 年2回のラージミーティング（本決算・中間決算発表後）を開催しております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | ホームページ内にIR情報ページを設置し、「ニュースリリース」等では、常に最新の情報を掲載しております。「IRライブラリー」では、決算短信・有価証券報告書をはじめ、半期ごとの決算説明会の動画配信もスライドとともに配信しております。IR資料ならびに動画配信につきましては英語版の開示も行っております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | 経理部 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 情報開示規程の制定、平成18年12月より施行 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施 | 事業を通じた環境貢献として、環境配慮型のオフィスビル・住宅の開発、再生を推進しているほか、社内の省エネ省資源活動や植樹活動などを実施しております。平成23年からは東日本大震災の被災地支援活動などを行っております。<br>これらの活動については、毎年「トーセイグループCSR活動のご報告」を作成し、当社ホームページ内に開示しています。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | ディスクロージャーポリシーの制定、運用 |

## Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

### 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムにつきましては、基本方針の一部を平成27年7月27日開催の取締役会において改定し、以下のとおりとしております。なお、前期末（平成27年11月30日）の整備状況につきましては、後述のとおりであります。

「会社の業務の適正の確保」に関する当社の基本方針

1.法令等遵守に関する基本方針
(1)法令等遵守に対する全役職員の意識を徹底する
(2)法令等違反に対するチェック機能を強化する
(3)法令等違反が発生した場合の迅速な対処と情報開示を適時適切に行う
(4)反社会的勢力との取引を根絶する

2.情報の保存および管理に関する基本方針
(1)情報保存管理の重要性に対する全役職員の認識を徹底する
(2)重要情報の漏洩防止への取組みを強化する
(3)重要情報および適時開示すべき情報の把握を徹底するとともに虚偽記載・重大な欠落を防止する

3.損失の危険の管理に関する基本方針
(1)企業活動の維持継続に障害となるリスクの認識・分析・評価を徹底する
(2)リスク管理状況のモニタリングを強化する
(3)不測の事態の発生、顕在化の予兆に対する内部報告体制を充実させる
(4)不測の事態や事故等が発生した場合の迅速な対処と情報開示を適時適切に行う

4.取締役の効率的な職務執行に関する基本方針
(1)経営上の重要事項に関する審議、意思決定を適時適切かつ効率的に行う
(2)経営計画・事業目標における過度な効率性追求を排除し、会社の健全性とのバランスを認識した意思決定を行う
(3)業務権限規程に従い適切かつ効率的な業務執行が行われるよう体制を整備する

5.グループ全体の業務の適正に関する基本方針
(1)グループ各社の役職員に対し企業理念・コンプライアンス意識の浸透を強く推し進め、グループ各社の法令等遵守を徹底する
(2)グループ各社の事業の維持継続に障害となるリスクの認識・分析・評価を徹底し、不測の事態に備えるとともに、不測の事態が発生した場合には速やかに報告させる体制を確立する
(3)グループ全体に係る中期経営計画、単年度事業計画、同予算を策定し、これらの進捗状況を定期的に確認するとともに、新たに発生した課題については適時に報告させ、適切に対処する
(4)グループ各社における重要事項および適時開示すべき事項その他のグループ各社の役職員の職務執行に関する事項について、グループ各社から当社に速やかに報告させる体制を確立する
(5)グループ全体に係る財務報告の適正性を確保するための体制を強化する
(6)グループを利用した不正な行為や通常でない取引を排除する

6.監査役の監査が実効的に行われるための体制に関する基本方針
(1)監査役の職務を補助するための使用人を配し、監査役の指揮命令の下、補助業務を行わせる
(2)前項の使用人の取締役からの独立性を確保するとともに、その使用人の人事異動・人事評価等、人事に関する事項に関しては監査役会の同意を得る
(3)取締役会における議案審議、重要事項の報告に加え、業務執行上の重要会議への監査役の出席、その他取締役、重要な使用人と監査役の定期的な面談を実施するとともに、重大な損失発生およびその予兆や法令等違反・不正行為を発見した全役職員から監査役への速やかな報告および監査役からの求めに対する速やかな報告を徹底する
(4)グループ各社の経営に起因する重大な損失発生およびその予兆や法令等違反・不正行為を発見したグループ各社の役職員又はこれらの者から報告を受けた当社役職員から監査役へ速やかに報告を行わせる体制を確立し徹底させるとともに、監査役から報告を求められた場合には速やかに報告させる
(5)当社およびグループ各社の役職員が監査役に前二項の報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことを周知徹底する
(6)グループ全体にわたる内部通報制度を整備し、内部通報があった場合には速やかに監査役に報告する
(7)監査役が費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する
(8)取締役は監査役監査に対する理解と協力支援に努めるとともに、監査役からの指導事項について積極的に改善する
(9)グループ全体の監査役監査の充実を果たすため、取締役は監査役に対して必要な協力を行う

当社は、前掲の基本方針の下、関連法令等の改正や当社グループの事業環境の変化、事業の拡大等を踏まえた「内部統制システムの整備運用計画」を毎期定め、継続して内部統制システム構築に取り組んでおります。
前期末（平成27年11月30日）時点における「当社グループの内部統制システム」の整備・運用状況は、以下のとおりであります。

1.法令等遵守
(1)法令等遵守に対する意識の徹底
期初にリスク管理・コンプライアンスプログラムを定め、各種研修を実施するとともに、リーガルマインド醸成のための社内報の月例発行の継続、コンプライアンス標語の募集・掲示等を通じて啓蒙に努めております。
また、部署担当執行役員およびグループ各社のコンプライアンス責任者で構成されるコンプライアンス委員会（毎月開催）、事業部門の事業部長およびグループ各社の担当責任者が参加する事業法務連絡会（毎月開催）において、法令等改正に関する周知、所管省庁および所属する業界団体からの通達等の確認、他社法令違反事例の検証等を行い、その内容は毎月の取締役会において報告されております。
加えて、新たに入社した社員に対する入社時コンプライアンス研修を実施するとともに、グループ全従業員を対象とするコンプライアンス・アンケートを毎期実施し、法令等遵守意識の浸透度合いを確認しております。
(2)法令等違反に対するチェック機能の強化
業務執行に関する法令等違反を監視すべく、社外取締役2名および監査役5名（全員社外監査役）を選任し、取締役会での監視・監督機能の強化に努めるとともに、監査役と社外取締役の意見交換会（当期4回実施）および監査役と顧問弁護士の意見交換会（当期3回実施）を定期的に開催し、業務執行を行う取締役の法令等違反の予兆につき確認を行っております。
また、内部監査部による当社およびグループ各社の事業遂行に関する内部監査を実施し、法令等違反につきチェックを行うとともに、社内、社

外の両窓口を備えた内部通報制度を設け、グループ全従業員に対して内部通報制度の周知を継続的に図り、法令等違反を早期に発見できる体制を強化しております。なお、内部通報窓口として新たに常勤監査役に直接通報できるルートを追加しました。(新年度より運用開始)
(3)法令等違反に対する迅速な対処と情報開示
取締役会、常勤取締役と全執行役員が出席し監査役が陪席する経営会議、コンプライアンス委員会において、法令等違反の予兆、発生の情報収集に努めるとともに、懸念事項についての経過報告を徹底させております。違反が発生した場合には、執行役員社長を対策本部長とする危機管理対策本部を直ちに設置し、事実確認を行うとともに、迅速かつ適切な情報開示を行うことを社内ルールとして定め、周知を図っております。。
(4)反社会的勢力との取引根絶
反社会的勢力との一切の関わりを排除すべく、取引開始時の取引先チェックを継続実施するとともに、毎期定例の反社会的勢力対応研修(グループ全従業員対象)を実施しております。

2.情報の保存および管理
(1)情報保存管理の重要性の認識徹底
情報資産管理研修、インサイダー取引防止研修を実施し、個人情報を含む重要情報の保存・管理、当社および他の上場会社・上場リート等の重要情報(インサイダー情報)に関する取扱い、報告についての意識啓発の強化を継続しております。
(2)重要情報の漏洩防止への取組み強化
情報資産(紙媒体、データ)の取得・保存・管理・廃棄等に関連する諸規程の見直しを実施するとともに、ルール違反に対する罰則を強化し、周知徹底を図っております。
(3)重要情報・適時開示情報の把握の徹底、虚偽記載等の防止
各部署担当執行役員で構成される情報開示委員会(前期:22回開催)において、適時開示すべき情報を把握するとともに、開示情報の内容および開示文書の確認を実施しております。また、東京証券取引所およびシンガポール証券取引所の上場規則等の改定に伴う適時開示に関するルール変更等についても適宜、同委員会において確認のうえ、毎月の取締役会において報告されております。

3.損失の危険の管理
(1)リスクの認識・分析・評価の徹底
期初にリスク管理プログラムを定め、リスク管理に関する年間計画を策定、実施しております。
リスクの認識・分析・評価については、外部のコンサルティング会社による経営全般から個別事業に至るリスク項目の重要度判定を定期的に実施するとともに、各部署固有のリスク項目の洗出しを実施し、リスク発生時の対策を検討しております。
また、全従業員の日常行動におけるリスク感応度向上のための各種研修を継続実施しております。
前期より、不動産市況、金利見通し、金融機関融資動向等の変動を想定したストレステストを開始しております。
(2)リスク管理状況のモニタリング強化
常勤取締役および常勤監査役で構成されるコーポレートガバナンス会議(毎月開催)において、当社およびグループ各社の業務執行上のリスク事項につき常勤取締役から常勤監査役に定例報告しております。
また、各部署長およびグループ各社のリスク管理責任者で構成されるリスク管理委員会において、顕在化したリスクにつき各部署、グループ各社から経緯および経過につき報告させ、その内容について当社の取締役会において報告させております。
顕在化したリスク事項への対応状況については、内部監査部が随時のモニタリングを実施し、モニタリング結果を執行役員社長に報告しております。
(3)不測の事態の発生、顕在化の予兆に対する内部報告体制の充実
毎月のリスク管理委員会において、顕在化する虞のあるリスクにつき報告させております。リスク管理委員会での報告内容は、毎月の取締役会において報告されております。
また、部門統括執行役員と各部署の週次会議を開催し、事業上のトラブル、クレームの早期発見、初動対応の指示を徹底し、会議結果は全て執行役員社長に報告させております。
常勤監査役と常勤取締役、各部署担当執行役員および各部署長の定期面談を実施し、不測の事態の発生の予兆につき、適宜監査役に報告するとともに、不測の事態等を発見した役員、従業員が直ちに監査役に報告する義務があることを周知しております。
(4)不測の事態等が発生した場合の迅速な対処と情報開示
不測の事態等が発生した場合の対応につき規程を制定するとともに、マニュアルを作成し周知しております。なお、前期において、リスク管理関連2規程、コンプライアンス関連2規程、経営危機管理規程を一つのリスク・コンプライアンス規程に統合し、リスク管理、危機管理に対する社内の理解促進を進めております。
当社の経営に重大な影響を及ぼす可能性のある不測の事態等が発生した場合には、執行役員社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し、情報収集、事実確認、対応策の検討と実施、適切な情報開示を迅速に行うこととしております。

4.取締役の効率的職務執行
(1)経営上の重要事項に関する適時適切かつ効率的な審議、意思決定の実施
毎月定時に開催される取締役会の他、迅速な意思決定を行うための臨時取締役会を機動的に開催しております(当期:定時12回、臨時8回開催)。
取締役会における審議を効率的かつ充実したものにするために、全執行役員および全監査役(陪席)が参加する経営会議において、取締役会決議事項の事前協議を実施しております(当期:定時24回、臨時6回開催)。
(2)経営計画等における過度な効率性追求の排除、健全性とのバランスの追求
当社グループの経営方針や目指すべき方向性を周知徹底するために企業理念を掲げ、その理念に沿った中期経営計画ならびに年度事業計画を定めております。
事業計画策定に際しては、内外の経済環境および不動産市況等の分析の下、進行期の業績推移動向を考慮し、翌期の事業計画および予算の策定を行っております。
(3)適切かつ効率的な業務執行に向けた体制整備
第65期に実施した事業部門の組織改定(4事業部を新たに4事業本部8AS事業部に組織変更)の機動性向上に向け、事業本部担当執行役員を増員しました。
また、事業拡大に伴う従業員増加、グループ会社の増加に対して、効果的かつ効率的な内部管理体制を再構築すべく、管理部門業務の再編に着手いたしました。

5.グループ全体の業務の適正
(1)グループ各社の役職員の法令等遵守の徹底
主要なグループ会社(2社)に対し、年度当初に独自のリスク管理・コンプライアンスプログラムを策定させ、法令等遵守の周知徹底、研修等による啓蒙を行っております。その他のグループ各社に対しては当社主催の研修参加等により、意識の醸成を図っております。また、当社のコンプライアンス委員会および事業法務連絡会(いずれも毎月開催)にグループ各社の担当責任者を出席させて情報共有および各社からの報告を徹底させるとともに、当社が作成する法令等遵守のための社内報等を各社に配布し、周知を図っております。
啓蒙、周知の状況を確認すべく、当社と同様のコンプライアンス・アンケートを実施し、各社の問題点の把握、対応策の検討を行っております。
(2)グループ各社の事業に関するリスクの認識・分析・評価の徹底と不測の事態への対応
当社の常勤取締役、監査役、執行役員がグループ各社の社外役員を兼務し、各社の経営上の課題、リスクの確認を行っております。また、当社のリスク管理委員会(毎月開催)にグループ各社の担当責任者を出席させて情報共有および各社からの報告を徹底させるとともに、当社の経営会議において、各社の課題対応状況につき月次で報告させております。
各社において顕在化した問題、潜在的なリスクについての対応状況を当社内部監査部が随時モニタリングし、その結果を当社の執行役員社長

およびグループ会社担当取締役に報告させるとともに、必要に応じて外部機関によるチェックを実施しております。
(3)グループ全体に係る中期経営計画、単年度事業計画、予算の策定、進捗管理の実施、新たな課題への適切な対応
当社グループの企業理念に沿った中期経営計画の下、計画達成に向けた年度事業計画および予算を策定しております。事業計画および予算の進捗状況につき、当社の経営会議において月次報告させるとともに、半期ごとに実施する各社との業績進捗確認会議で新たな課題への対応の協議、次半期の注力項目の確認等を行っております。
(4)グループ各社における重要事項等の当社への迅速な報告体制の確立
毎月開催している当社の各会議体(経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会)での定例報告に加えて、グループ各社の役員を兼務する当社常勤取締役、監査役、執行役員から当社執行役員社長に対して、随時、報告を行っております。
なお、不測の事態が発生した場合には、当社リスク管理委員会委員長に速やかに報告させるとともに、当社および各社の役員を含む対策会議を立ち上げ、グループとしての対応策の協議、実施、適時適切な情報開示を行うこととしております。
(5)グループ全体の財務報告の適正性を確保するための体制強化
財務報告の適正性、迅速な連結決算業務の遂行を確保すべく、四半期決算ごとに当社財務経理部とグループ各社の経理担当部署の決算打合せ会議を実施し、情報共有、経理処理指導等を行っております。
また、財務報告の適正性を担保すべく、内部統制(J-SOX)年度計画を策定し、その計画の下、当社内部監査部による自己評価を実施し、監査法人による内部統制監査を行っております。
(6)グループを利用した不正行為、通常でない取引の排除
グループ各社の月次経営報告を当社監査役陪席の経営会議で行うとともに、当社監査役とグループ各社の代表者との定期面談(年2回)を実施し、不正行為や通常でない取引につき監視しております。なお、当社ならびにグループ各社間の重要な取引は当社取締役会に事前報告させるルールを整備しております。

6.監査役の監査が実効的に行われるための体制
(1)監査役の職務を補助するための使用人の配置
内部監査部を担当部署と定め、監査役の指揮命令の下、内部監査部員に監査役の職務の補助ならびに監査役会事務局の業務を行わせております。
(2)前項の使用人の取締役からの独立性の確保
内部監査部員の人事評価、賞罰や人事異動に関しては、監査役会の事前同意を得て実施しております。
(3)重大な損失発生およびその予兆や法令等違反・不正行為を発見した全役職員から監査役への報告および監査役からの求めに対する速やかな報告
毎月開催のコーポレートガバナンス会議において、常勤監査役に対して経営全般に関する当社およびグループ各社の諸問題を報告する他、代表取締役社長は毎月1回、他の常勤取締役は年4回、執行役員および部署長については年2回の常勤監査役との面談において担当業務に関する報告を実施し、また、重大なリスクに進展する可能性のある事象や予兆のほか、顕在化した個別事案につき適時適切に監査役に報告しております。
(4)グループ各社の経営に起因する重大な損失発生およびその予兆や法令等違反・不正行為を発見したグループ全役職員から監査役への報告および監査役からの求めに対する速やかな報告
当社経営会議において、グループ各社の月次経営報告の際に、重大な損失の発生および予兆につき報告させるとともに、グループ各社の代表者と当社常勤監査役の定期面談時(子会社調査時(1回)、意見交換会(年2回))に経営上の重要なリスクにつき情報共有、意見交換を実施しております。
法令等違反や不正行為を発見したグループ全役職員に対して、速やかに当社監査役に報告する義務があることを朝礼や研修等の場で周知しております。
(5)当社およびグループ各社の役職員が監査役に報告をしたことによる不利な取扱い禁止の周知徹底
監査役への報告や内部通報を行った者が不利な取扱いを受けないことを規程に明記し、研修等を通じて周知しております。
(6)グループ全体にわたる内部通報制度の整備、内部通報の監査役への速やかな報告
コンプライアンス委員会委員長および当社総務人事部長への社内窓口、および匿名性が確保される社外機関を利用する社外窓口の双方を有する内部通報制度を設け、その連絡先を記載した携行用カードをグループ全役職員に配布するとともに、朝礼や研修等で周知を図っております。前期において、内部通報制度の窓口として新たに監査役窓口を設け、新年度より運用を開始いたしました。
内部通報があった場合には速やかに監査役に報告し、通報が無い場合はその旨を月例報告しております。
(7)監査役の職務執行に関わる費用の手当
監査役の監査活動に要する費用を予算計上し、その支出に関しては適時に支払いを実施するとともに、監査活動に必要な予算外の支出についても適切に対応しております。
(8)監査役監査に対する取締役の理解と協力支援、監査役からの指導事項の積極的な改善
定時株主総会終了後の取締役会において、監査役監査年間計画の説明を受け、その理解と協力に努めております。常勤監査役の月次監査活動報告において指摘された事項および四半期ごとに実施される「監査法人から取締役への監査結果説明会」において抽出された課題、検討依頼事項につき、3ヵ月に一度、取締役会において対応状況を報告しております。
また、三様監査の充実のため、「監査法人から監査役(会)への報告会」「監査役・内部監査部意見交換会」の定期開催に際し、常勤取締役が適切な協力を行っております。
(9)グループ全体の監査役監査の充実を果たすための取締役の協力
取締役会のほか、当社の重要な会議体(コーポレートガバナンス会議、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、情報開示委員会)に常勤監査役が陪席のうえ、グループ全体の経営状況、リスク情報、決算情報等の確認、情報共有を行っております。また、代表取締役をはじめとする常勤取締役、執行役員、子会社代表者等と常勤監査役の定期面談の実施に加え、半期ごとに開催されるグループ会社監査役連絡会において、常勤取締役が必要な協力を行っております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係は法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶すべく、常に重点項目として対応策を講じ、実際に反社会的勢力とトラブル等が発生した場合には、毅然と立ち向かうことといたしております。
平時においては、取引の開始時には、取引先が反社会的勢力でないことを必ず確認することとし、有事においては、個人で対応することなく、総務人事部(不当要求防止責任者を設置)と連携して組織で対応するとともに、顧問弁護士や、所轄の警察当局とも連携することとしております。また、「反社会的勢力対応マニュアル」を策定するほか、「コンプライアンス・ガイドブック」において反社会的勢力との関係遮断の基本方針と具体的な行動のチェックポイントを定め、年に1回反社会的勢力対応研修を実施し、社員教育を行っております。

## Vその他

### 1．買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | あり |

該当項目に関する補足説明

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
(1)基本方針の内容
当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。
当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。
しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
当社の財務および事業の方針を決定する者たる資質としては、特に、当社グループの能力の最大化につながる「不動産と金融の融合」を可能とする6つの事業領域を自社でカバーする体制、およびそれを支える不動産と金融の専門的な知識・経験をもった従業員、多彩な価値創造技術を支える能力や情報ネットワークの構築に基づき時間をかけて醸成してきた不動産業界における信用および総合的事業を可能とするノウハウへの理解が必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。
当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。
(2)基本方針の実現に資する特別な取組みの概要
当社グループでは、新中期経営計画『Advancing Together 2017』(2014年12月～2017年11月)に基づき、既存6事業のさらなる拡大・発展および周辺事業領域への進出検討により、経営基盤の一層の強化を図り、事業拡大に伴ったグループ拡大・人員増に向けて最適なガバナンスを構築するとともに効率的な組織運営体制の構築に取り組みます。さらに当社グループの最重要財産である人材育成に注力し、グループ社員の従業員満足度を高めてまいります。一方で、さらなる企業成長のために、顧客満足度の高い商品や、高品質のサービスを提供することにより、オリジナリティーあふれる“トーセイブランド”を確立していくことを新中期経営計画の基本方針としております。これらの方針の基に、「グローバルな発想を持つ心豊かなプロフェッショナルとして、新たな価値と感動を創造」していくグループであるために、ベンチャー精神を持って既成の概念を打破し、リスクテークする企業集団として、さらに邁進してまいります。
当社グループでは、これまでにも、複数の社外取締役(2名)の選任、全監査役(5名)の社外招聘、および社外役員7名全員を東京証券取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」に従った「独立役員」として届出を行っております。また、執行役員制の導入による業務執行機能強化、コーポレートガバナンス会議の設置などに取り組んでまいりましたが、今後とも、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化に取り組んでまいります。具体的には、当社のコンプライアンス規範に則り、模範的行動レベルから理想的行動レベルへ高次なコンプライアンス意識に基づく行動を実践すること、企業活動に伴うリスクを的確に把握・分析し、リスク・マネジメントを徹底すること、フェアディスクローズの精神に基づき、正確な会社情報を迅速に公表し、投資家を含むあらゆるステークホルダーへの説明責任を継続して果たすことなどに注力してまいります。
(3)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要
本プランは、上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、または向上させることを目的とするものです。
本プランは、当社株券等に対する買付等((A)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、もしくは(B)当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する当社株券等の買付その他の取得またはこれらに類似する行為等)を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)が従うべき手続等について定めております。
具体的には、買付者等には、買付等に先立ち、意向表明書および必要情報等を記載した買付説明書等を当社に対して提出していただきます。
これを受け、独立委員会において、独立した専門家の助言を得ながら、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提示する代替案の検討等、買付者等との協議・交渉等を行うとともに、当社においては、適時に情報開示を行います。
独立委員会は、本プランに定められた手続に従わなかった買付等や当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であって、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合等には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います。また、株主意思確認総会が開催された場合には、これに従うものとします。この新株予約権には、買付者等による権利行使は原則として認められない旨の行使条件および原則として当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項等が付されております。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとし、また、株主意思確認総会が開催された場合には、これに従うものとします。買付者等は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会において本プランの発動をしない旨の決議がなされるまでの間、買付等を行ってはならないものとします。本プランの有効期間は、第65回定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。
(4)具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由
当社取締役会は、当社の中期経営計画をはじめとする企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。
また、当社取締役会は、本プランについては、その更新について株主総会の承認を得ていること、その有効期間が最長約3年間と定められた上、当社取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていること、当社経営陣から独立した者によって構成される独立委員会が設置され、本プランにおける対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、発動の内容として合理的な客観的要件が設定されていること、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を全て充足していることなどから、基本方針に沿うものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもないと判断しております。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1.コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社グループでは、会社法に規定されている「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制」(いわゆる内部統制システム)を定めております(詳細は「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載しております)。そのほか、リスクマネジメント体制の充実、グループ全従業員を対象としたコンプライアンス研修の実施、適時情報開示体制の整備・強化等を行うとともに、事業を通じた環境貢献として、環境配慮型のオフィスビル・マンションの開発、再生を推進しているほか、社内の省エネ省資源活動や植樹活動などを実施しております。平成23年からは東日本大震災の被災地支援活動などを行っております。

2.適時開示体制の概要

(1)基本方針

当社はコーポレートガバナンスおよび企業の社会的責任の観点と企業価値が市場の基準であるという基本認識に立脚し、会社情報を適切に管理し、重要情報について迅速かつ合理的に開示することは企業経営における最も重要な責務であると考えております。投資家の皆様の信頼と証券市場における当社の信用を確固としたものにするため会社情報の適時開示に係る社内体制の整備に努めております。

(2)適時開示体制

(A)情報開示担当役員及び担当部門について

(i)情報開示担当役員及び担当部門

情報開示担当役員は管理部門統括執行役員であり、担当部署は経理部としております。

(ii)情報開示委員会

会社情報を適時適切に開示するため、情報の一元的集約と共有および開示内容と要否について検討する情報開示委員会を設置しております。

情報開示委員会の委員長は情報開示担当役員、メンバーは部門統括執行役員、委員長が指名する部担当執行役員で構成されており、事務局は経理部となっております。情報開示委員会は下記(C)の法令や規程などの目的に沿って会社情報の開示が行われるよう、責務を負っております。

(B)開示情報の把握と確認について

会社情報を適時適切に開示するため、適時開示担当部署である経理部は、当社の取締役会、経営会議、事業部門、管理部門ならびに子会社とのコミュニケーションを緊密に行える体制の整備に努めております。

(i)取締役会・取締役会事前会議・経営会議

情報開示担当役員は、取締役会、取締役会事前会議および経営会議の構成員であり、適時開示に該当すると考えられる事項について迅速に把握できる体制としております。

(ii)事業部門・管理部門

事業部門、管理部門に関しては、回付される決裁書の内容について総務人事部がコンプライアンス上のチェックを行い、経理部が開示事項に該当する可能性がある事実を把握できる体制としております。

(iii)子会社

子会社に対しては、月次で取締役会事前会議に経営状態を報告させるとともに、四半期に一度取締役会に経営報告を求め、実態把握に務めております。また、役員の派遣等により適時開示の対象となる情報の入手を行える体制としております。

(C)適時開示の判定基準について

会社情報の適時開示の要否については、下記の法令・規程等を基準根拠として判定いたしております。

(i)会社法・金融商品取引法およびその他関連法規

(ii)東京証券取引所の諸規則

(iii)シンガポール証券取引所にセカンダリー上場していることにともない同取引所から遵守することを求められている諸規則

(iv)当社定款

(v)当社インサイダー取引防止規程

(vi)当社情報開示規程

(vii)当社ディスクロージャーポリシー(当社ホームページに掲載)

(D)情報開示業務のフローについて(別紙 参照)

・当社情報開示規程に定める重要情報「法令開示情報」、「適時開示情報」、ならびに「シンガポール証券取引所が求める開示情報」は、所管部署から迅速に経営会議事務局である経営企画部または取締役会事務局である総務人事部に報告されます。経営企画部および総務人事部は所管部署に対し、情報管理の徹底を指示し、必要に応じて詳細の確認を行い、迅速に経理部に報告します。

・経理部は情報開示委員会事務局として当該情報について情報開示委員会に報告し、情報開示委員会において開示の要否について検討を行います。

・開示が必要と認められた情報については、経理部は必要に応じ弁護士、会計監査人等の助言、指導を得て開示資料案を作成し、総務人事部による記載内容の確認を行い、取締役会決議事項は取締役会の決議を経て、その他の決議事項は執行役員社長による開示の決裁を経て、開示内容を確定いたします。

(E)適時開示手続きについて

(i)通常の場合

適時開示に際しては、経理部により東京証券取引所が運営する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」への開示が行われるほか、TDnet開示と同時刻にシンガポール証券取引所が運営する「SGXNET」へ英文による開示が行われます。開示後速やかに記者クラブその他各メディアに対するリリース資料配布により公表され、当社ホームページにも掲載されます。また、適時開示の判定基準に該当しない情報につきましても投資家に対する公平性の観点から積極的に当社ホームページに開示しております。

(ii)緊急の場合

執行役員社長または情報取扱責任者である情報開示担当役員の判断により迅速な情報開示を行うこととしております。

(3)会社情報管理

(A)情報漏えい防止について

当社では「インサイダー取引防止規程」に基づき、総務人事部の属する部門を統括する執行役員が、重要な内部情報の社内管理、日本証券業協会への対応、内部管理の適時開示の管理責任者(情報取扱責任者)となっております。内部情報については、職務執行上必要と認められる者に閲覧および利用を限定するよう努めるとともに、各部署長は業務上取得した内部情報については記録された書類、電磁的記録等の保管を厳重に行うなど漏洩防止に必要な処置を講じるとともに、社外に書類、資料作成を委託する場合は秘密保持について必要な処置を講じることとしております。

(B)インサイダー取引規制について

当社では「インサイダー取引防止規程」に基づき、従業員および役員等の内部者取引(インサイダー取引)の未然防止を図る為、従業員および役員等がその職務に関して取得した内部情報の管理、株式等の売買その他の取引の規制および服務に際し遵守すべき事項を定めております。併せて、以下に示す具体的対策を講じることにより、規程の実効性を向上させております。

(i)従業員・役員等に対する売買の規制

従業員・役員等が当社株式を売買する場合は、原則として「株式等売買申請書」を内部情報取扱責任者に届け出て、承認を得ることとしております。また、当該売買の結果については、「株式等売買結果報告書」により、内部情報取扱責任者に報告することとしております。

(ii)内部情報の管理

従業員・役員等が職務上、当社または上場他社の内部情報に該当する可能性のある情報を知った場合は、「当会社に係る内部情報入手報告

書」または「他社内部情報入手報告書」により、内部情報取扱責任者に報告することとしております。
(iii)取締役会における情報開示委員会の定期活動報告
「情報開示委員会の活動」については、月例開催の取締役会における定例報告事項(所管は総務人事部)とすることで役員に対し、適時開示および情報管理の状況について周知徹底しております。
(iv)従業員・役員に対する教育
総務人事部が主催する社内研修において、内部者取引(インサイダー取引)についての教育、啓蒙を実施しております。

トーセイ株式会社　コーポレートガバナンス体制　模式図

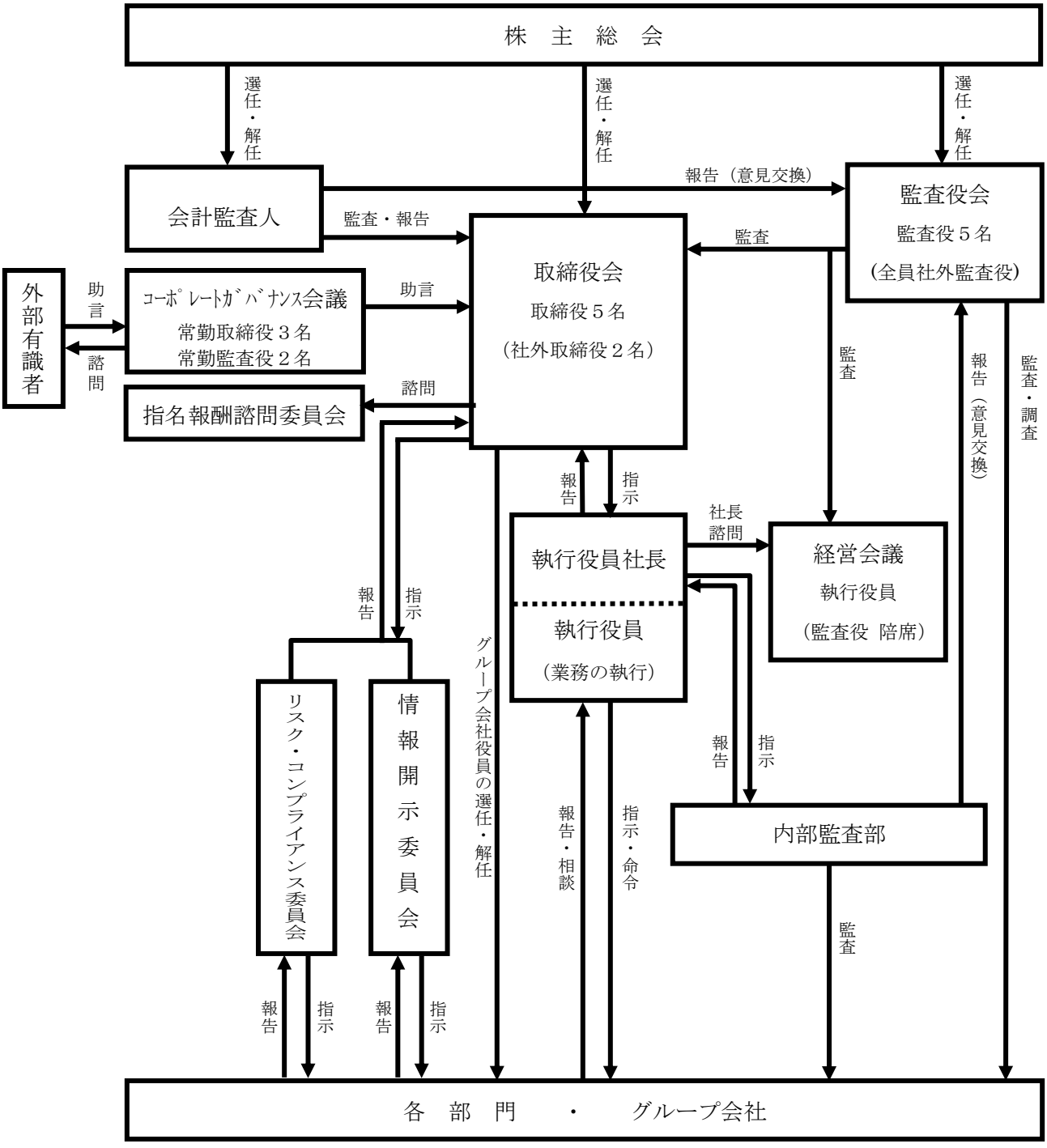

トーセイ株式会社　情報開示の業務フロー

